天 童 市 長
新 関　茂　様

令和８年度

要　望　書

令和８年　７月２７日(月)
令和８年１０月２７日(火)

天 童 商 工 会 議 所
会 頭　山 本 丈 実

令和８年度　天童商工会議所要望事項

Ⅰ．地域中小企業等への支援強化について　Ｐ１

［ 総務委員会 ］

Ⅱ．将棋の聖地を目指したまちづくりに向けた取り組みについて　Ｐ５

［ 地域振興委員会 ］

Ⅲ．人材確保に向けた支援について　Ｐ７

［ 工業部会 ］

Ⅳ．物価高騰等に伴う中小商業者への支援強化について　Ｐ１１

［ 商業部会 ］

Ⅴ－１．予定価格等の適正な設定と発注時期の平準化等について　Ｐ１３

Ⅴ－２．天童市内建設関連業者への発注関係等について　Ｐ１５

［ 建設業部会 ］

Ⅵ．天童市の歴史と景観を活かした情報発信によるまちなか周遊の促進について　Ｐ１７

［ 観光部会 ］

Ⅶ．舞鶴山山頂周辺における野鳥対策と利用環境の調和について　Ｐ１９

［ サービス業部会 ］

Ⅷ．交通環境の整備について　Ｐ２３

［ 交通運輸部会 ］

Ⅸ．埋蔵文化財包蔵地内における不動産取引の円滑化について　Ｐ２５

［ 金融部会 ］

【 総務委員会 】

Ⅰ．地域中小企業等への支援強化について

地域経済を支える中小企業・小規模事業者は、原材料価格やエネルギー価格の高騰、人件費の増加に加え、中東情勢等の国際情勢の不安定化による物流コストや仕入価格の上昇など、依然として厳しい経営環境に直面しております。また、人手不足や事業承継などの課題への対応も求められております。
このような中、国及び山形県においては、小規模事業者持続化補助金や中小企業まるっとサポート補助金などの支援施策を実施いただいております。天童市におかれましては、この度物価高騰対策としてタイムリーな地域商品券発行事業をはじめ、地域経済の活性化に向けた様々な施策を講じていただいております。

天童商工会議所では、事業者からの相談対応や補助金申請に係る事業確認、各種書類の発行などを通じて支援を行っており、多くの会員事業所や市内事業者から経営や補助金活用に関する相談が寄せられております。

また、本年度は「経営発達支援計画」の最終年度を迎えるため、次期計画の認定申請を予定しております。今後も天童市と連携しながら中小企業・小規模事業者への支援体制の強化を図るとともに、未加入事業所の加入促進を進め、地域経済を支える組織基盤の充実に努めてまいります。

つきましては、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の持続的な発展と天童市のさらなる活性化のため、下記事項について特段のご配慮を賜りますよう要望申し上げます。

記

１.中小企業の経営持続化への総合的な支援の強化
①中東情勢等、外部環境の変化による物価上昇や経費の増加の影響を大きく受けた企業へタイムリーな支援策
②人手不足等に直面する中小企業等の付加価値拡大への挑戦支援策
③中小企業経営に対する総合的な支援策

２．中期ビジョン「経営発達支援計画」の更新と「天童商工会議所事業継続力強化支援計画」へ継続した支援
①小規模事業者事業継続力強化のための支援
②創業者へ持続的事業発展のための経営支援
③事業承継への支援強化
④経営発達支援計画の更新に向けての支援

３．市内商工業の組織体制の強化支援
①広報誌等を用いた天童商工会議所未加入事業所への加入周知協力

回　答

（経済部商工観光課）

１．中小企業の経営持続化への総合的な支援の強化

①中東情勢等、外部環境の変化による物価上昇や経費の増加の影響を大きく受けた企業へタイムリーな支援策

②人手不足等に直面する中小企業等の付加価値拡大への挑戦支援策

③中小企業経営に対する総合的な支援策

世界的な経済の不透明性が高まる中、特に中小企業や小規模事業者においては、仕入れコストの急増に直面しながらも、価格転嫁が困難な状況が続いており、経営環境は厳しい状態にあると認識しております。

天童商工会議所におかれましては、中小企業等の金融、税務等の指導相談事業や経営支援事業等の様々な事業を実施することにより、経営基盤の安定化や成長を後押しし、地域経済振興のために御尽力いただいています。

本市では、これらの取組に対し補助金を交付するとともに、商工業振興資金における利子補給や保証料補給を実施しながら、中小企業等経営への支援を行っております。さらに、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援し、生活者の家計負担の軽減と消費喚起による地域経済の底支えを目的として、地域商品券事業を実施し、市内の事業所で使用できる地域商品券を市内全世帯に配付しております。

今後も、天童商工会議所との連携をこれまで以上に大切にし、継続して支援を行うとともに、外部環境の変化に伴う影響を注意深く見極めながら、国や県と連携して必要な時期に必要な対策を基本とした効果的な支援をしてまいります。

２．中期ビジョン「経営発達支援計画」の更新と「天童商工会議所事業継続力強化支援計画」への継続した支援

①小規模事業者事業継続力強化のための支援

②創業者への持続的事業発展のための経営支援

③事業承継への支援強化

④経営発達支援計画の更新に向けての支援

経営発達支援計画は、小規模事業者の経営をサポートし、地域経済を支える中小企業の持続化と企業の育成発展に必要な計画であります。また、天童商工会議所事業継続力強化支援計画は、小規模事業者が自然災害等へ事前に備えることで被害を最小限に抑え、早期の事業復興を図るための重要な施策であります。

本市では、天童商工会議所に対して中小企業に対する支援事業を行うための中小企業経営支援事業費補助金や中小企業者等に必要な人材の確保、育成等を図るための商工業能力開発アカデミー事業費補助金、創業を支援する事業を行うための創業支援事業費補助金を設けております。今後も、天童商工会議所と連携し、事業継続力強化、創業者への支援、事業承継のための支援を継続的に実施してまいります。また、経営発達支援計画の更新につきましても、天童商工会議所と共同で認定を受けることができるよう連携して取り組んでまいります。

３．市内商工業の組織体制の強化支援

①広報誌等を用いた天童商工会議所未加入事業所への加入周知協力

天童商工会議所への加入は、経営相談、融資制度、人材育成研修、販路開拓支援など、事業所の経営基盤を強化するとともに、地域の組織力向上により、地域経済の活性化と持続的な発展を促進するものであります。

事業所にとって、天童商工会議所は、経営と事業発展を支える信頼できるパートナーであり、そのメリットを市報等の広報媒体を活用し周知しながら、未加入事業所への加入促進に協力してまいります。

Ⅱ．将棋の聖地を目指したまちづくりに向けた取り組みについて

天童市は、「将棋のまちから将棋の聖地へ」のビジョンを掲げ、天童駅前に将棋のモニュメントを設置、新生児誕生祝福ストラッププレゼント事業の実施、将棋の実演者派遣事業の拡充など将棋にこだわったまちづくりに一貫して取り組んでおります。

今年度の天童桜まつり人間将棋は、大きな盛り上がりをみせ、７０年以上事業を続けている人間将棋の話題は大きなＰＲ効果をもたらすものとなりました。

これまで、天童市の関係者や受入会場のご努力とご尽力により、数多くの将棋タイトル戦が天童市で開催されてきました。今年も第８４期将棋名人戦の対局が予定されておりました。加えて小学生名人戦を誘致され、小学生と中学生の全国大会は天童市で行われることとなり、将棋の聖地に向けての取組が着実に進んでおります。

しかしながら、経済効果という観点から考えると、八大タイトル戦の開催が必要と考えられます。実際に天童市内で八大タイトル戦が開催されたのは令和２年６月の名人戦が最後であり、それ以降、天童市での開催は無いのが現状です。

また、天童市においては、市内の小中学生へ配布している副読本へ将棋の情報を載せるなど、学ぶ機会の創出に努められていますが、学校での将棋に関する学習は、各学校の考え方や取組状況に委ねられているのが現状です。

「将棋の聖地天童」をこれからも全国に発信し、地域活性化に結び付けるためには、将棋八大タイトル戦の開催と学童期における将棋に触れる機会の創出が将棋に対する意識の向上につながるものと考えております。

つきましては、下記事項について特段のご配慮を賜りたく要望申し上げます。

記

１．将棋八大タイトル戦誘致の強化

２．タイトル戦を開催するための諸条件への柔軟な対応

３．市内の小学生が授業として将棋を学ぶ機会の充実

回　答

１．将棋八大タイトル戦誘致の強化（経済部商工観光課）

２．タイトル戦を開催するための諸条件への柔軟な対応（経済部商工観光課）

将棋のタイトル戦につきましては、天童商工会議所と共に誘致に取り組んでおりますが、藤井総太竜王・名人の活躍を契機とした将棋ブームを受けて、全国各地の自治体や民間団体等による誘致合戦が激化しております。

本市においても、タイトル戦の開催は将棋の聖地を目指したまちづくりにとって絶好の機会であり、令和 10 年の市制施行 70 周年などを見据えて、名人戦や竜王戦などのタイトル戦における第１局から第４局までのいずれかの開催に向けて、天童商工会議所や公益社団法人日本将棋連盟との連携を一層強化し、より効果的な誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

また、タイトル戦の開催にあたっては、運営や受入れ施設等の条件が課題となってきますので、関係団体と十分に協議しながら柔軟に対応したいと考えております。

３．市内の小学生が授業として将棋を学ぶ機会の充実（教育委員会学校教育課）

将棋の裾野拡大と「将棋の聖地」に向けた機運醸成のためには、子どもたちが日常的に将棋に触れ、楽しみながら継続できる環境づくりが重要であると考えております。

将棋のまちとして子ども達に将棋に興味を持ってもらうため、小学校中学年の社会科副読本や中学校の副読本には、「天童の特産物」として将棋の駒や駒職人について記載するなど、小中学校で将棋について学ぶ教材を整備しています。また、小学校の「総合的な学習の時間」において、児童の興味・関心に応じて、地域学習の題材として将棋を取り上げ、その歴史を詳しく調べる等、将棋への興味関心が高まるような活動も展開され、学童期において将棋にふれる機会を創出しております。

実際に子ども達が将棋を指せるように、道の駅天童温泉での将棋実演で製作した手彫りの将棋駒を市内の小学校へ寄贈していることをはじめ、全小学校には将棋セットが１０組以上あり、休み時間に自由に将棋を指すことが可能な環境を整えております。

また、市内の放課後児童クラブを対象に夏休み期間中に出前将棋教室を開催し、初心者でも将棋に触れ合うことのできる取組を行っております。

さらに、民間事業者等と連携して小中学生の初心者でも動画等により段階的に学べる将棋アプリケーションを活用し、学童保育所等も含め、子どもたちが自発的に将棋に親しむ環境づくりを進めております。

これらの取組等を活用しながら、一人でも多くの児童が将棋に親しめるように、更に取り組んでまいります。

Ⅲ．人材確保に向けた支援について

生産年齢人口の減少が進む現代において、あらゆる産業・地域で人手不足が常態化する中、女性、シニア、障害者、あるいは外国人材など多様な人材の活躍を推進することが非常に重要となっております。外国人材の活躍推進に向けては、外国人材と地域住民との共生社会の実現など、企業の枠組みを超えた「地域ぐるみ」の意識変革、環境整備、相互理解の取組み等を推進していくことが求められています。

山形県におかれましては、多様な人材が活躍できる環境づくりを進めていくことが重要と位置づけており、外国人材の定着に向けて生活環境の整備等に取り組んでいる県内の企業に対し、外国人労働者受入環境整備支援事業費補助金を交付し支援を行っております。しかし、補助対象要件に「やまがたスマイル企業」「ユースエール認定企業」「えるぼし認定企業」「くるみん認定企業」などの要件に該当する必要があり、補助金の支給要件が厳格であります。

天童市におかれましては、第八次天童市総合計画の中で、共生社会の実現に向けて多様な個人の活躍を支援することが示されております。具体的には、障がい者、外国人、困難な環境にある高齢者等が活躍する社会となるよう活動を支援するものであります。

しかし、外国人労働者の生活環境整備や日本語学習支援、メンタルヘルスケア、技術検定などの支援は、主に山形県の補助金制度を活用する形となっております。

このような状況を踏まえ、今後天童市が持続可能な発展を遂げるには、天童市独自の外国人労働者の生活環境整備支援が必要であると考えます。

つきましては、外国人材の育成や確保、定着に向けた魅力ある天童市にするための方策及び支援について、特段のご配慮を賜りたく要望申し上げます。

記

１．外国人労働者の日本語習得にかかる支援
　①謝金・旅費などの経費補助
２．外国人労働者の技術検定にかかる支援
　①受講料、旅費などの経費補助
３．外国人労働者の居住に関する支援
　①市営住宅の入居申込資格を永住許可者のみならず、中長期在留者も同様に取り扱えるよう入居資格の緩和
　②市営住宅の空き住戸を社宅として活用
４．外国人労働者の休日移動・生活交通に関する調査
　①外国人労働者向けに実際の生活課題調査を実施
５．高度外国人材の受入促進支援
　①高度外国人材を採用する際の初期コストの補助

回　答

１．外国人労働者の日本語習得にかかる支援（総務部市長公室）（経済部商工観光課）

①謝金・旅費などの経費補助

外国人の日本語習得につきましては、天童市国際交流協会が「てんどう日本語教室」を開催しており、市では、日本語教室の運営費用を補助金により支援しています。

県では「外国人労働者受入環境整備支援事業費補助金」により、外国人労働者の日本語習得に要する経費などに対して支援をしています。また、「日本語教室開催支援事業費補助金」では、企業等が実施する開設から３年目までの日本語教室の開催にかかる講師謝金や旅費、教育団体等への委託料、会場使用料などの経費について支援を行っています。

市では、現在のところ、新たな補助金制度の創設は予定しておりませんが、外国人労働者の日本語習得の必要性について認識しております。今後も、県の制度の周知に努めながら、状況に応じて、必要な支援について検討してまいります。

２．外国人労働者の技術検定にかかる支援（経済部商工観光課）

①受講料、旅費などの経費補助

技能検定の支援につきましては、現在、外国人労働者に関する新たな補助金を設定する予定はございませんが、事業者の人材確保につなげるため、外国人雇用はもとより、ワークライフバランスや女性活躍など雇用管理の改善、労働者が働きやすい職場が労働者に選ばれる人材確保の重要な要素となっております。このようなことから、国・県でも認定制度を設け、職場改善を行っている企業に対して、山形県外国人労働者受入環境整備支援事業費補助金などを設けて支援しております。

本市としましても、働きやすい労働環境づくりを促進しながら、くるみん認定制度、やまがたスマイル企業認定制度などについて周知し、認定に向けた働きかけを行ってまいります。

３．外国人労働者の居住に関する支援（建設部都市計画課）

①市営住宅の入居申込資格を永住許可者のみならず、中長期在留者も同様に取り扱えるよう入居資格の緩和

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸するもので、法令及び条例に定められた入居要件を満たす方しか入居することができません。

外国人の入居につきましては、出入国管理及び難民認定法に規定する永住許可のほか、中長期在留者についても入居資格を有するものとして取り扱っておりますが、連帯保証人の選任も入居手続きに当たっては必要になりますので、入居を希望する場合は御相談ください。

②市営住宅の空き住戸を社宅として活用

公営住宅の目的は、住宅に困窮する低所得者に健康で文化的な生活を営める住宅を低家賃で提供することで、空き住戸の社宅利用は目的外使用に当たります。

本市営住宅の空き住戸につきましては、入居募集に対し住宅困窮者の応募が一定数あることから、当該住宅における目的外使用は行わず、住宅困窮者への住宅の提供を優先に運営管理を行っていく考えでおります。

４．外国人労働者の休日移動・生活交通に関する調査（総務部市長公室）

①外国人労働者向けに実際に生活課題調査を実施

市では、昨年度、外国人労働者を雇用する事業所にアンケートを実施し、外国人労働者の雇用に関する困り事や課題、行政に期待する事などを伺っています。また、アンケート結果などを踏まえ、事業所の担当者との情報交換会を開催し、外国人労働者の生活状況や休日の過ごし方、移動手段、定着率など、幅広く意見交換をし、情報の把握に努めているところです。

今後も、事業所や関係機関と連携を図りながら、外国人労働者に関する生活実態の把握に努めるとともに、外国人本人からの聞き取りの必要性につきましても、引き続き検討してまいります。

５．高度外国人材の受入促進支援（経済部商工観光課）

①高度外国人材を採用する際の初期コストの補助

高度な知識や専門的知識を持った外国人材の受入れにつきましては、国では、経済活性化の観点から推進しており、企業の経営戦略上も重要な視点となっています。高度外国人材を今後受け入れていくためには、魅力的な労働環境を整備していく必要があると考えており、企業の受入れに要する事務や費用の負担が増加することが予想されます。

国の制度には、人材確保等支援助成金の外国人労働者就労環境整備助成コースがあり、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成する効果的な支援制度などもあります。

より高度な知識を持った外国人材の受入れに関し、費用面も含めた課題をお聞きしながら、どのような支援が可能なのか検討してまいりたいと考えております。

Ⅳ．物価高騰等に伴う中小商業者への支援強化について

昨今の原油価格及び物価の高騰、円安の進行などにより、市民生活のみならず、市内商業者を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。また、物価高騰による消費者の節約志向の高まりから、地域商店街における消費活動にも影響が生じております。

そのような中、天童市におかれましては、これまでプレミアム付商品券事業をはじめ、各種経済対策を実施いただいており、地域経済の下支え並びに市内商業者の事業継続に大きく寄与しているところであります。上記施策においては地域内消費の喚起に一定の効果が見られるため、継続的に実施していただくことで商店街活性化の側面からも重要な施策であると期待しております。

一方、市内商業者の中では、消費低迷への懸念や価格競争の激化などから、経費上昇分を販売価格へ十分に転嫁することが難しく、収益性が乏しい状況となっております。特に中小・小規模事業者においては、電気・ガス料金をはじめとする光熱費や仕入価格、物流費等の上昇の影響によって、資金繰りに苦慮している事業所も多く見受けられます。地域商業者の活力維持及び事業者の経営安定化を図るため、原油高・物価高騰に対する事業者支援の実施について、特段のご配慮を賜りたいと存じます。

つきましては、継続的な消費喚起策の実施による域内消費の拡大と地域経済の好循環化、ランニングコスト等の費用負担軽減による市内商業者の経営基盤の強化を図るため、下記の事項について特段のご高配を賜りますよう要望申し上げます。

記

１．天童市プレミアム付商品券事業等の継続実施について

２．電気料金、ガス料金、燃料費等のランニングコスト負担軽減
　　を目的とした支援金制度の創設

回　答

（経済部商工観光課）

１．天童市プレミアム付商品券事業等の継続実施について

現在、本市では、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援するため、天童市地域商品券事業を実施しております。市内全世帯に配付している商品券は、１０月３１日まで市内の約４８０の加盟店で御利用いただけます。

この事業は、生活者の家計負担の軽減と消費喚起による地域経済の底支えを目的として、国の補正予算に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。これまで、プレミアム付商品券事業を数回実施してきたところですが、事業費が多大であるため、国の施策として実施する際に、国の交付金を活用して実施してきた経過があります。この事業を市の単独事業として継続的に実施することは、財政負担の観点から極めて難しい状況にあります。今後の事業展開につきましては、国・県の施策動向を注視しながら、関係機関と連携し検討してまいります。

２．電気料金、ガス料金、燃料費等のランニングコスト負担軽減を目的とした支援金制度の創設

国では、イラン情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置により、原油価格高騰による石油製品価格の高騰を抑制するため、ガソリン、軽油、重油等に対する支援が実施され、また、電気やガス料金についても７月から９月使用分においての支援が決定しています。

光熱費等のランニングコスト負担軽減のための新規支援制度の創設につきましては、光熱費に係る料金負担への直接支援は多大な事業費が想定されることから難しい状況にあります。また、光熱費を軽減するための省エネなどの対策への支援なども考えられますが、事業規模や業種の把握などの課題もあることから慎重に検討する必要があります。つきましては、国の省エネ補助金や生産性向上支援等の既存の制度の活用を周知してまいります。

また、今後、国が物価高騰対策として新たな支援施策を講じた場合には、その趣旨に沿って、本市としましても施策の検討を進めてまいります。

Ⅴ―１．予定価格等の適正な設定と発注時期の平準化等について

近年の建設産業はインフラの整備や災害対応など、地域の安全・安心を支える担い手として極めて重要な社会的使命を果たしております。しかしながら、資材・労務費の高騰や深刻な人手不足、時間外労働の上限規制への対応など、今まさに厳しい経営環境に直面しています。地域のインフラ維持と持続可能な建設産業の実現には、施工の実態に即した柔軟な制度運用と、円滑な施工環境の構築が不可欠です。

安定的な施工体制の確立に向けては、債務負担行為や繰越明許費等の活用による発注時期の平準化や、適正な工期・予定価格の設定が求められます。あわせて、予算の効率的・効果的な執行に向けた追加予算協議や除雪作業等に関わる予算措置について柔軟な対応が必要だと考えます。さらに、近年の記録的な猛暑から労働者の安全を守るための熱中症対策に対する現場管理費の拡充や、工事の進捗に直結する粘性残土の廃棄場所確保といった、工事現場の課題も挙げられます。地域のインフラを将来にわたり守り続けるためには、建設企業の経営安定化と労働環境の改善が最優先課題です。

つきましては、現場が直面するこれら喫緊の課題を解決し、持続可能な建設産業の基盤を強化するため、下記事項について特段のご配慮を賜りたく要望申し上げます。

記

１．適切な予定価格と工期の設定及び債務負担行為等を利用した発注時期の平準化

２．効果的・効率的な予算執行を目指した追加予算協議及び柔軟な予算措置

３．初期除雪費及び除雪機械準備費の拡充

４．熱中症対策に対する現場管理費の拡充

５．粘性残土の廃棄場所確保

回　答

１．適切な予定価格と工期の設定及び債務負担行為等を利用した発注時期の平準化（総務部財政課）

予定価格及び工期の設定につきましては、国土交通省、山形県の積算基準に基づき積算し、週休二日を確保した工期で発注を行っております。また、発注時期につきましては、単年度会計のため、原則として単年度での発注及び工期設定が基本となりますが、工事の規模や内容等の状況に応じ、債務負担行為の設定や繰越明許費を活用し平準化に努めてまいります。

２．効果的・効率的な予算執行を目指した追加予算協議及び柔軟な予算措置（総務部財政課）

安定的な施工体制の確立に向けて、事業の進捗状況や緊急性、社会情勢等に応じ、補正予算等により適切かつ柔軟に対応するとともに、速やかな着手・執行を図り、効果的・効率的な予算執行に努めてまいります。

３．初期除雪費及び除雪機械準備費の拡充（建設部建設課）

本市では除雪業者への支援としまして、平成１９年度から除雪情報連絡員待機補償費制度の導入、平成２８年度から機械準備費や初期除雪費制度の導入、令和６年度から除雪オペレーター待機補償費制度等の導入、令和７年度から天童市除雪オペレーター担い手確保支援事業費補助金交付制度の導入を実施し、除雪担当者及び除雪オペレーターの待機に要する経費の軽減と除雪業者が保有する除雪機械の維持管理費の軽減や少雪時の除雪業者の経営支援及び除雪オペレーターの確保に向けた除雪業者への支援拡充に取り組んでおります。

今後は、最低補償制度の内容改善を検討し、除雪体制の維持に向けた見直しを行う予定です。また、除雪体制を継続的に維持するために、除雪オペレーターや除雪機械を確保していくことが重要であると考えており、機械準備費、初期除雪費、待機補償費などの制度を拡充するよう検討してまいります。

４．熱中症対策に対する現場管理費の拡充（総務部財政課）

現場管理費の算定につきましては、国土交通省、山形県の積算基準に基づき積算し発注を行っております。今後、新たな熱中症対策に対する補正等が導入された場合は、当市においても速やかな適用に努めてまいります。

５．粘性残土の廃棄場所確保（建設部建設課）

市が発注する工事から発生する残土につきましては、必要な許可を取得した適切な受け入れ施設を指定処分先として指定し、適正な処分費用を計上しております。

今後も、処分先の確保に向けて、新たな残土受け入れ施設の情報収集に努めてまいります。

Ⅴ－２．天童市内建設関連業者への発注関係等について

建設・設計関連業界は、地域経済の活性化や雇用の創出に寄与するとともに、激甚化する自然災害時には最前線で応急復旧を担うなど、地域の安全を支える「守り手」として、その社会的使命を果たしてまいりました。しかしながら、少子高齢化に伴う担い手不足や技術継承の危機など、業界を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、持続可能な産業基盤の維持が危ぶまれております。

このような状況下において、将来にわたり確実な産業基盤を構築するためには、円滑な事業推進を支える協働体制の強化が不可欠です。災害発生時における緊密な協議体制の構築や建設工事全般の発注後において、「発注者」・「施工者」・「設計者」の三者が設計意図や施工時の留意点を共有し、現場の整合性を確認し協議する場を設けることは、不測の事態への迅速な対応と現場の安全性向上に不可欠な取り組みです。加えて、建築・測量設計コンサルタントにおける成果品の精査体制を強化し、施工段階での混乱を未然に防ぐことは、事業の最適化と品質確保に欠かせません。また、住民生活の現場においては、倉津川沿いへの転落防止安全柵の設置による、市民や観光客の安全を守る地域密着型の安全対策の推進も急務の課題と考えます。

つきましては、地域社会の持続的な発展と真に安全・安心な暮らしの実現に向け、地場企業の健全な育成にご理解を賜り、下記事項について特段のご配慮を賜りたく要望申し上げます。

記

１．地元会員企業への発注機会の確保と優先発注

２．災害対応時の受発注者双方における協議の実施

３．建設工事全般における三者協議の構築

４．建築・測量設計コンサルタントにおける成果品の精査体制強化及び完成と認める基準の整備

５．倉津川沿いへ転落防止安全柵の設置

回　答

Ⅴ－2. 天童市内建設関連業者への発注関係等について

１．地元会員企業への発注機会の確保と優先発注（総務部財政課）

本市では、適正な競争入札により受注者を決定しております。今後も必要に応じて、事業所の所在地や工事の経験、技術的適性の有無などを参加要件とした入札を行ってまいります。

２．災害対応時の受発注者双方における協議の実施（総務部財政課）

本市の建設工事契約約款において、受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、工期の延長変更を請求することができるとされております。該当する事象が発生した場合は、工事担当者に御相談くださるようお願いいたします。

３．建設工事全般における三者協議の構築（総務部財政課）

三者協議につきましては、設計意図の伝達及び情報共有により、早期の課題解決に寄与するとともに、責任分担の明確化等の効果が期待できるものと考えております。県や近隣市の導入状況等を参考にしながら、本市においても導入を検討してまいります。

４．建築・測量設計コンサルタントにおける成果品の精査体制強化及び完成と認める基準の整備（総務部財政課）

建築・測量設計コンサルタントにおける成果品の確認につきましては、天童市業務委託検査規程及び天童市業務委託監督規程に基づき実施しております。成果品のさらなる品質向上に向けて、監督職員の資質向上に取り組むとともに、特記仕様書に記載する個別事項の明確化や検査体制の強化に努めてまいります。

５．倉津川沿いへの転落防止安全柵の設置（建設部建設課）

倉津川での転落事故を受け、建設課では、令和８年３月に杭とロープによる立入防護柵を倉津川緑地沿いへ設置する安全対策を講じるとともに、「立入禁止」の看板を設置し、緑地への立入りを防ぐ注意喚起に努めております。

あわせて、事故の状況を詳細に把握するため、消防署への聞き取りを行ったほか、防犯カメラの映像により、令和８年３月１０日から３１日までの夜間における現地の状況確認を行いました。その結果、緑地内への立ち入りが４５回確認されております。

その後、令和８年７月１日から２２日までの期間での防犯カメラの映像を確認したところ、柵を越えて緑地内へ立ち入る人数は１８回と、3月の確認時と比べて２７回減少している状況です。

調査時期による利用状況の違いを考慮する必要はありますが、立入防護柵の設置や「立入禁止」の看板による注意喚起が、緑地への立ち入り抑制に一定の効果を発揮しているものと受け止めております。

今後は、現状の立入防護柵を維持しながら、看板等による注意喚起を継続し、倉津川緑地への立ち入り防止と利用者の安全確保に努めてまいります。また将来的には、倉津川沿いの飲食店街周辺における緑地の景観に配慮した、転落防止柵の設置に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

Ⅵ. 天童市の歴史と景観を活かした情報発信によるまちなか周遊の促進について

本年度の人間将棋は、周年事業でなくとも、市内外から多くの来訪者を迎えるとともに、各種メディアやＳＮＳ等を通じて天童市の魅力が広く発信されました。改めて、舞鶴山を中心とした観光資源の発信力と、中心市街地への波及効果の可能性を強く感じたところであります。

現在、天童駅を起点とした案内看板の整備や、デジタルマップ「桂馬（けいま）地図（っぷ)」の運用など、周遊性向上に向けた取組が進められておりますが、来訪者の動線は駅利用者のみならず、もう一つの重要な玄関口である道の駅天童温泉から中心市街地・天童温泉街・舞鶴山方面への視認性の高い誘導表示の強化が必要であると考えられます。令和６年度に天童温泉地区が都市景観大賞（国土交通大臣賞）を受賞し、より温泉地区からわくわくランド、舞鶴山への導線の誘導が重要になるものと考えられます。

また、天童市を「将棋のまち」から「将棋の聖地」へと発展させるためには、歴史的背景や文化的価値を“現地で体感できる仕組み”が重要であります。将棋の歴史や地名由来をわかりやすく解説する看板を設置し、既存の二次元コード付き案内板やデジタルマップと連動させることで、リアルとデジタルを融合させた効果的な情報発信が可能になるものと考えます。

特に舞鶴山周辺は、天童神社や愛宕神社を含む歴史的資源を有し、「天から童が舞い降りた」という地名由来の物語性を有する全国でも希少な地域であります。これは「子育て支援日本一挑戦中！」を掲げる本市の都市イメージ向上にも直結する重要な資源であり、歴史・文化・子育て支援を結び付けたブランディング強化につながるものと考えます。

つきましては、下記事項について、関係機関との協議やデジタル施策との連動も含め、具体的な実施に向けたご検討を賜りたく要望申し上げます。

記

１．道の駅天童温泉から天童温泉街の景観大賞の紹介、舞鶴山への誘導看板の設置及び強化
　①ＤＭＣ天童温泉の通り
　②わくわくランド、ベルブランシェ西側
　③景観大賞紹介の強化
２．天童市の将棋の歴史を表した看板の設置（多言語対応及び二次元コード連動型）
　①天童駅
　②わくわくランド
３．天童神社を含む愛宕神社周辺に来訪者を迎えるための環境整備と天童の地名由来の看板設置
　①遊歩道の安全性・快適性向上のための環境整備
　　（関係管理者との協議による段階的整備の検討）
　②愛宕神社周辺に来訪者を誘導するための天童の地名由来の看板設置
　　（既存案内板及びデジタル施策との連動強化）

回　答

１．道の駅天童温泉から天童温泉街の景観大賞の紹介、舞鶴山への誘導看板の設置及び強化（経済部商工観光課）

①ＤＭＣ天童温泉の通り

②わくわくランド、ベルブランシェ西側

③景観大賞紹介の強化

２．天童市の将棋の歴史を表した看板の設置（多言語対応及び二次元コード連動型）（経済部商工観光課）

①天童駅

②わくわくランド

３．天童神社を含む愛宕神社周辺に来訪者を迎えるための環境整備と天童の地名由来の看板設置

②愛宕神社周辺に来訪者を誘導するための天童の地名由来の看板設置（既存案内板及びデジタル施策との連動強化）（経済部商工観光課）

本市の観光施設への誘導看板は、まちなかの周遊性を促進するため、マップを掲載した観光案内板や方向を示すサインなどを市内各所に設置しております。

御要望のありました道の駅天童温泉からの誘導看板や、将棋の歴史と本市の地名由来の看板につきましては、市内にある多彩な観光スポットへの誘導など、さらなる周遊の促進を図るものと考えております。

一方で、新たな案内看板の設置にあたっては、設置後の維持管理体制や費用対効果などの課題、また、現在市内に設置している既存看板の老朽化に伴う修繕等を進めていく必要があることから、新規設置と改修の両面から総合的に考えながら、検討してまいります。

また、令和６年度に天童温泉地区が都市景観大賞を受賞したことを本市の重要な観光資源として捉え、観光客の利便性と周遊性の向上を図るためのデジタルマップ「桂馬（けいま）地図（っぷ)」等の既存ツールを活用しながら、受賞内容や見どころの紹介等により、観光誘客や回遊促進につなげる取組を図ってまいります。

今後も御要望いただいた取組を含め、誘導看板とデジタルマップの相互利用などを進めるとともに、デジタルマップの普及・改修を図りながら、より効果的な情報発信の向上に向けて取組を検討してまいります。

①遊歩道の安全性・快適性向上のための環境整備（関係管理者との協議による段階的整備の検討）（建設部建設課）

舞鶴山につきましては、天童公園として告示されている箇所について皆様に安全で快適な憩いの場となるよう整備や維持管理に取り組んでいるところです。

御要望の愛宕神社と天童神社周辺の環境整備ですが、樹木伐採や遊歩道の維持管理ついては多くが神社関係管理地と民地になっているため、市での対応は難しいと思われます。

なお、バーベキュー広場北側及び山頂広場北側には展望台を整備しており、参道や園内を散策される皆様に、舞鶴山からの眺望を楽しんでいただける環境を整えておりますので、御理解をお願いいたします。

Ⅶ. 舞鶴山山頂周辺における野鳥対策と利用環境の調和について

舞鶴山は、人間将棋の開催地として全国的に知られる本市を代表する観光名所であり、市民や観光客が集う憩いと交流の場として広く親しまれております。また、散策や健康づくりの場として日常的に利用されているほか、近年では、当サービス業部会に所属する介護サービス事業所においても、デイサービス利用者や入居者の外出支援の場として活用されるなど、多様なサービス提供の現場において重要な役割を担っております。

また、近年は暖冬傾向により冬季においても散策等の利用が見られるなど、利用実態にも変化が生じております。一方で、山頂周辺に設置されている野鳥対策用スピーカーについては、桜の新芽保護に一定の効果が認められているものの、利用者からは音声に対する違和感を指摘する声も見受けられます。特に、山頂内の休憩スペース周辺にも設置されていることから、高齢者等への心理的影響や利用環境への影響を懸念する声もあります。 当該スピーカーは、平成２５年１２月より、ウソ鳥による桜被害への対策として運用されておりますが、運用開始以降、利用環境の変化を踏まえた大きな運用見直しは行われていない状況にあります。

また、音響（擬音）による対策については、鳥類が刺激に慣れることによる効果低下も指摘されており、舞鶴山の景観や利用環境との調和を図る観点からも、音に依存しない手法を含めた多面的な対策の検討が望まれます。

舞鶴山は、本市の重要な観光資源であると同時に、市民生活に密着した癒し・憩いの空間でもあります。市民や観光客を問わず、多様な利用者が安心して快適に利用できる環境を維持し、本市の魅力向上と地域活性化につなげていくためにも、下記の事項について特段のご配慮を賜りたく要望申し上げます。

記

１．野鳥対策手法に関する効果検証について
　対策区域と周辺区域の比較等を踏まえた、利用環境との調和に配慮した効果検証
２．現行スピーカーの運用見直しについて
　①利用状況の変化を踏まえた、音量・作動時間・運用期間等の柔軟な運用
　②利用者への影響軽減に配慮した運用方法の検討
３．代替手法の検討について
　鷹カイト等の視覚的手法について、他自治体事例も参考とした導入可能性の研究
４．山頂周辺の景観および環境保全について
　①景観や利用環境に配慮した野鳥対策機器の運用
　②被害を受けやすい樹木の把握および継続的な保全対策

回　答

（建設部建設課）

１．野鳥対策手法に関する効果検証について

対策区域と周辺区域の比較等を踏まえた、利用環境との調和に配慮した効果検証

防鳥スピーカーを設置している舞鶴山山頂広場周辺では、以前からウソによる桜の新芽への食害が確認されております。一方、愛宕沼周辺では、現在のところ目立った被害は確認されておりません。

愛宕沼周辺は、冬季間も散歩等で利用される方が多いことから、人の往来がウソの飛来や滞留に影響している可能性もあると考えております。

今後も、両区域の被害状況や利用状況等を確認し、防鳥スピーカーの効果を検証するとともに、公園利用への影響にも配慮し、より適切な野鳥対策を検討してまいります。

２．現行スピーカーの運用見直しについて

①利用状況の変化を踏まえた、音量・作動時間・運用期間等の柔軟な運用

②利用者への影響軽減に配慮した運用方法の検討

現行の防鳥スピーカーにつきましては、例年ウソによる桜の新芽への食害が発生する時期を考慮し、１月上旬から３月中旬までの間、光センサー制御により日中の時間帯に限って作動するよう設定しております。

昨年度につきましては、公園利用者の皆様から様々な御意見を頂いたことを踏まえ、公園利用への影響を考慮し、音量を下げるとともに、鳴き声と鳴き声の間隔を長くするなど、運用方法の調整を行ったところでございます。

一方、本年４月の桜まつりに際しましては、桜の花付きが例年より少なかったとの御意見も頂いており、気候変動等の様々な要因が考えられますが、ウソによる食害も要因の一つの可能性があると認識しております。

このため、今年度におきましても、昨年度の状況や頂いた御意見を踏まえ、公園利用者や周辺環境への影響に配慮しながら、音量や作動間隔等を調整し、効　果的な防鳥対策となるよう努めてまいります。

３．代替手法の検討について

鷹カイト等の視覚的手法について、他自治体事例も参考とした導入可能性の研究

鷹カイトなどの視覚的な手法について、他自治体の取組状況を聞き取ったところ、実際の使用事例は少なく、多くの自治体では、本市と同様に防鳥スピーカーや爆竹など、音を利用した対策を講じているとのことでありました。

また、過去に鷹カイトを使用した自治体では、設置した樹木から別の樹木へウソが移動するだけで、十分な食害防止効果が得られなかったことから、使用を取りやめた事例もあると伺っております。

こうした状況を踏まえ、今後も他自治体の事例や新たな対策方法について情報収集を行い、代替手法の検討を進めてまいりますが、現時点では、一定の効果が確認されている防鳥スピーカーによる対策を継続してまいりたいと考えております。

４．山頂周辺の景観および環境保全について

①景観や利用環境に配慮した野鳥対策機器の運用

防鳥剣山、防鳥ネット、テグス等の音を利用しない対策もございます。一方で、公園という不特定多数の方が利用する場所であることから、これらの対策につきましては、利用者の安全確保や景観への影響に加え、保護対象となる桜の本数が多いことなど、設置・維持管理上の課題もあります。

こうしたことを総合的に勘案し、現在は、設置や維持管理の面でも比較的対応しやすく、一定の効果が見込まれる防鳥スピーカーによる対策を実施しております。

②被害を受けやすい樹木の把握および継続的な保全対策

被害を受けやすい樹木につきましては、その年の新芽の付き具合や生育状況等により、食害の状況が変化するものと考えており、現時点では、特定の樹木を被害木として把握してはございません。

今後も、桜の生育状況や食害の状況を注視しながら、必要な対策を講じることで、市の重要な資源である天童公園の桜を適切に保全し、次世代へ引き継いでいけるよう努めてまいります。

Ⅷ.交通環境の整備について

平素より地域の交通安全にご尽力いただき、誠にありがとうございます。交通事故防止対策として、市民一人ひとりが交通ルールを遵守することはもとより、市民一人ひとりが交通ルールを遵守することはもとより、交通事故の起きにくい環境を整備することも、極めて重要な施策であると考えられます。

さて、市道運動公園東通り線と市道荻野戸芳賀線交差点では、現在モンテディオ山形の新スタジアム建設が進められており、今後より一層の交通量増加が予想されます。また平成２７年と今年３月にも死亡事故が発生していることから、信号機設置による交通事故防止対策を早急に講じる必要があります。

加えて、国道１３号と国道４８号の交差点においては、東西の右折専用道路が大変混雑している状況にあり、配送業務に支障が出ているとの声が挙がっていることから、矢印式信号機の設置による渋滞緩和が求められます。

また、歩道環境の整備が不十分な箇所や、通学時に歩行者の通行が危険視される箇所が見受けられるため、歩行者の安全性確保のため早急な整備が必要と考えられます。

更には、天童市内には歩道にある街路樹の葉や枝が道路にはみ出している場所もあり、運転手の視界を遮る、道路標識の目視が出来ない、車体にぶつかって損傷するなどの報告があるため、交通事故を誘発する要因となっております。

特に車体への損傷については、市内の運輸業者から数多く声があがっているため、担当課による、速やかな現地確認と適切な対応をお願いいたします。

つきましては、天童市内の交通環境をより安全で安心なものにするため、下記の事項について、特段のご配慮を賜りたく要望申し上げます。

記

１.信号機及び矢印式信号機の設置による交通事故防止と渋滞緩和
①市道運動公園東通り線と市道荻野戸芳賀線交差点（大字原町地内）に信号機設置
②国道１３号と国道４８号交差点（大字久野本地内）に矢印式信号機の設置

２.歩道環境の整備による交通事故防止
①主要地方道山形天童線の歩道の整備（老野森―久野本間）

３.街路樹剪定・伐採による見通し・車体損傷の改善
①市道北久野本原崎線の街路樹剪定

回　答

１．信号機及び矢印式信号機の設置による交通事故防止と渋滞緩和（市民部生活環境課）

①市道運動公園東通り線と市道荻野戸芳賀線交差点（大字原町地内）に信号機設置

②国道１３号と国道４８号交差点（大字久野本地内）に矢印式信号機の設置

信号機の設置は県の公安委員会（県警察本部）で行っていますが、県内でも多数の信号機に関する要望があること、また、信号機の新設や更新、そして維持管理に多額の費用がかかっていることなどから、県からは新規設置は大変難しい状況にあると伺っております。

①につきましては、平成２８年度以降、市の重要事業に位置付け、県を通じて公安委員会に要望しております。

また、今年３月には、普通乗用車と準中型貨物が出合い頭に衝突し、普通乗用車を運転していた高齢男性が死亡する事故が発生しており、危険性の高い箇所であると認識しております。

今後は、モンテディオ山形の新スタジアム建設に伴い、更なる交通量の増加が見込まれるため、当該路線の状況について天童警察署と情報共有を図りながら、引き続き早期設置に向けて取り組んでまいります。

②につきましては、平成２７年以降、天童警察署が公安委員会に対し要望している案件であり、令和元年度から①と同様に、市の重要事業に位置付け、県を通じて公安委員会に要望しております。引き続き、天童警察署と連携し早期設置に向けて取り組んでまいります。

２．歩道環境の整備による交通事故防止（建設部建設課）

①主要地方道山形天童線の歩道の整備（老野森－久野本間）

主要地方道山形天童線の老野森から久野本までの区間につきましては、本市でも歩行者の安全確保が必要な区間と認識しており、道路管理者である県に対して、本市の重要事業要望として歩道整備を要望しております。今後も引き続き事業の早期着手を要望してまいります。

３．街路樹剪定・伐採による見通し・車体損傷の改善（建設部建設課）

①市道北久野本原崎線の街路樹剪定

街路樹の落ち葉や、枝葉の繁茂による見通しの阻害、道路標識の視認の阻害等に対応するため、計画的な剪定や現場状況に応じた枝葉の伐採に努めてまいります。また、車体への損傷のないように、現地確認を行い、剪定や枝葉の伐採等を随時行ってまいります。

Ⅸ. 埋蔵文化財包蔵地内における不動産取引の円滑化について

近年、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、都市の持続可能性が大きな課題となっております。特に地方都市では、市街地の低密度化が進み、公共施設や生活インフラの維持管理コストの増大、地域コミュニティの希薄化など、さまざまな問題が顕在化しています。こうした状況に対応するためには、限られた都市資源を効率的に活用し、持続可能な都市構造を構築することが求められています。

このような背景のもと、都市機能の集約を図るコンパクトシティの形成が重要視されている一方で、市街地においては人口減少や郊外化の進行に伴う中心市街地の空洞化が進み、空き店舗の増加が顕著となっているのが現状であります。そのため、中心市街地における不動産取引の円滑化は必要不可欠であります。とりわけ埋蔵文化財包蔵地においては、文化財保護法第 93 条に基づく届出や試掘・本掘調査の運用が強化されており、これ自体は文化財保護の観点から重要な取り組みであると認識しております。

しかしながら、現行運用の厳格化は、住宅取得後に多額の調査費用や工期遅延を発生させるなど、市民や事業者に大きな負担と不確実性をもたらしております。また、契約前にリスクを十分に確定できないことから、取引現場における紛争の懸念も生じています。さらに、公的資源の保護に係る費用を個人が負担することについては、公平性の観点からも課題があるものと考えられます。他自治体においては、遺跡層を損なわない工法の採用による本掘回避や、事前相談制度の充実など、保存と開発の両立を図る柔軟な運用が進められております。

つきましては、本市の歴史的資産を守りつつ、市民の安全な不動産取引と住環境整備を推進するために、下記の事項についてご配慮を賜りますよう要望申し上げます。

記

1、慎重工事による本掘回避の基準明確化

2、建築主の負担軽減措置の検討（公費助成の拡充等）

3、不動産取引円滑化に向けたガイドラインの整備

回 答

（教育委員会生涯学習課）

１．慎重工事による本掘回避の基準明確化

県の基準に基づき①から③の取扱いをしております。

①試掘調査なしで、工事立会い、慎重工事　※別紙フローチャート参照

・埋蔵文化財への影響がないかまたは極めて影響が少ないと考えられる工事の場合。

・盛り土によって掘削の深度が元の地表面まで達していない場合。

・遺跡が確認されている深度から３０㎝以上の保護層が設けられている場合。

・既工事内で行われる工事の場合など。

→上記以外は、試掘調査を実施します。試掘調査を実施後、県に試掘調査結果を報告し、工事について指示を受けることになります。なお、試掘調査となった際には、早期の連絡や相談、打合せを行ってまいります。

②試掘調査後、工事立会い、慎重工事

・遺跡への影響が小規模、又は影響が及ばないと判断された場合。

③試掘調査後、発掘調査へ

・掘削が埋蔵文化財に直接及ばないが、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがある場合。（埋蔵文化財に影響を及ぼさない保護層が確保されない等。）

・恒久的な工作物の設置により相当な期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合。（道路、ダム、公園等グラウンド）

堀削を伴う事業の場合は、計画段階で構いませんので早めに御相談ください。

２．建築主の負担軽減措置の検討（公費助成の拡充等）

記録保存のための発掘調査となった際には、原則は届出事業者が費用を負担することとなっております。（原因者負担。）これは、埋蔵文化財が国民全ての財産であるため、これを包蔵する土地を開発しようとする者が文化財の保存と散逸防止の調査を行うことは、財産権に内在する責務とされるためです。今後も、費用負担に関しましては御理解と御協力をお願いします。

３．不動産取引円滑化に向けたガイドラインの整備

県ＨＰにて埋蔵文化財と手続きについての説明、各市町村担当課への問い合わせ先を記載しております。今後、市のＨＰでも手続きに係るガイドラインを掲載し周知を行ってまいります。